

議第94号

**滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために
必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のため
に必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために
必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 第 6 項第 1 号中「第 3 号まで」を「第 7 号までおよび第 9 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第94号
滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案